

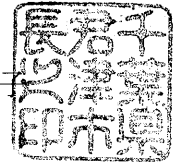
## 市長意見の提出状況

(第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
君津市、富津市
  
- 2 市長意見について
  - (1) 君津市  
意見有り (別添参照)
  
  - (2) 富津市  
意見有り (別添参照)

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

君津市長 石 井 宏 子



第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見  
について

令和2年11月6日付け環第408号で依頼のあった標記の件について、環境の保全の見地に立ち、環境保全措置等について慎重に検討したところ、下記について意見を述べます。

記

1 環境保全措置の実施方法及び評価について

各環境要素における環境保全措置については、その評価の手法が「事業者として実行可能な範囲内で、環境影響ができる限り回避され、又は低減されているか検証することにより評価する。」との画一的な記載となっているが、本記載内容では各環境要素に対する環境保全措置が不明瞭であるため、当該措置の実施方法を具体的かつ明確に示し、十分な評価を行うこと。

(方法書該当ページ：5-16、5-20、5-32、5-37、5-42、5-45、  
5-49、5-52、5-56、5-58、5-61、5-65、5-68、5-72、  
5-78、5-82、5-85、5-86、5-87、5-88、5-89)

2 予測結果の評価基準について

各環境要素における予測結果の評価については、環境基準や各関係法令の規制基準等と対比して行うこととしているが、第2章の公害防止計画によれば、法令を上回る自主基準値を設けている項目もあることから、当該基準値等を含めた最も厳しい基準に対する評価を行うこと。



(方法書該当ページ：2-16、2-17、2-18、5-16、5-21、5-32、5-37、5-42、5-45、5-49、5-52、5-56、5-58、5-61、5-65、5-68、5-72、5-78、5-82)

### 3 振動の評価基準について

工事の実施による振動及び廃棄物処理施設の稼働による振動の影響範囲が、対象事業場区域から概ね100メートルで設定されているため、本市に対する直接的な影響はないと推察されるが、工事の実施に伴う振動の調査及び評価については、当該施設が立地する工業専用地域が振動規制法及び富津市環境条例に基づく特定建設作業の規制対象地域に当たらないことから、評価を行う際の基準等について明確に示すこと。また、稼働後における振動の評価基準についても同様の理由から明確に示すこと。

(方法書該当ページ：5-61、5-68)

### 4 汚染のおそれがある残土の処分について

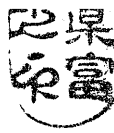
対象事業実施区域内の土壌について、ふっ素及び砒素で環境基準の超過が確認されていることから、残土を場外へ搬出する場合は、当該残土の汚染状況の確認はもとより、万一にも汚染が場外へ拡散しないよう、適正な処分方法を十分検討し評価を行うこと。

(方法書該当ページ：5-79、5-88)

### 5 温室効果ガスの削減について

第2章の温室効果ガス削減計画によれば、ごみ処理の余熱利用により積極的に廃棄物発電を行うほか、熱回収施設の設備機器、管理棟の照明、空調設備については省エネルギー型の採用に努めるとしているが、この度、国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すという方針を打ち出したことを踏まえ、更なる二酸化炭素等の温室効果ガス削減の実現に向け、あらゆる手法を検討した上で評価を行うこと。

(方法書該当ページ：2-23、5-89)

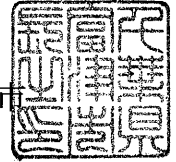


富環第1095号

令和3年2月5日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

富津市長 高 橋 恭 市



・ 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について（回答）

令和2年11月6日付け、環第408号で依頼のありました標記の件につ  
きまして、下記のとおり回答いたします。

記

建設予定地は、工業専用地域であり、生態系などの評価方法については、  
方法書で示されたものでおおむね妥当である。

今後行われる現況調査及び環境影響評価準備書の作成にあたっては、周辺  
環境への影響軽減のため、以下の点について特に配慮をする必要がある。

1 評価項目・方法について

- (1) 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る新た  
な事項が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加  
調査を実施すること。
- (2) 予測に当たっては、予測の前提となる条件、予測で用いる原単位及び  
係数、その他の予測に関する事項の内容及び妥当性を明らかにできるよ  
うにすること。

なお、予測の前提となる条件の設定に当たっては、当該条件の変動（季  
節的変動や経年的変化）も踏まえ、環境影響が適切に予測されるよう留  
意すること。

- (3) 北風が卓越している地域状況の中、悪臭について、南側に位置する場  
所での測定がされない計画である。周辺は、海側に富津地区工業用地が  
存在し、住居との間には緩衝緑地が広がる地形であり、事業実施場所か



ら住居までには相当の距離がある現状とはなっているが、悪臭に対し心配する声があることから、悪臭の苦情が多くなる夏季と、悪臭物質濃度が高くなりやすい冬季の、最低年2回の測定を実施し、現状の把握を行うこと。

(4) 事業所周辺は、北風が卓越している地域状況にあり、これによる周辺環境への影響について、風下側でのシミュレーションによる予測を面的に行い、その結果を住民等へ示すこと。

(5) 施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、逆転層の形成や局地的に吹く風等の気象条件による短期的な高濃度地点の出現の可能性についても、十分考慮すること。

また、予測・測定・評価にあたっては、本事業以外の事業活動等によりもたらされる当該地域の環境の状況を考慮して、適切に行うこと。

## 2 周辺の事業活動の影響

大気状況によっては、ボサンケ・サットン式により予測される最大着地濃度地点以外の地点で最大着地濃度地点が発生する可能性があると考えられる。準備書で示す測定結果等については、方法書で示された最大着地地点以外での濃度状況等についても検討し、周辺住民にわかりやすい評価及び説明をすること。



## 3 施設稼働に伴う評価

(1) ごみ収集車両の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量に関し、適切に予測及び評価を行うとともに、実行可能な最大限の排出抑制策を検討すること。

(2) ごみの収集車両について、分散するため影響がないとの考え方であるが、現状では午前中の時間に集中しており、この傾向は今後も続くものと考えている。このことから、評価にあたっては、車両が集中する時間での台数を加味して行うこと。

(3) 搬入車両の走行に伴う車両からの悪臭(ごみ臭等)の発生について、準備書において環境保全対策を検討すること。

(4) 停電時や機器の問題に起因する設備の停止が起こった場合に考えられる環境への影響(排ガスの関係)について、十分考慮すること。

- (5) 周辺環境への影響について、専門的な用語をあまり用いない、住民が理解しやすいような公表方法（回覧や小冊子の作成等）を検討し、実施すること。

#### 4 その他

ダイオキシン類の発生防止のため、2次燃焼室において850℃で2秒以上の滞留により、ガス化溶融炉から発生した可燃性の熱分解ガスを燃焼処理するとなっているが、停電時には、この燃焼室は停止するものと考えられる。その時にも、ガス化溶融炉から熱分解ガスは発生し続けると考えられるが、この排出ガスについて、未処理のダイオキシン類の大気放出がないように留意すること。



市民部環境保全課環境保全係

電話：0439-80-1274

FAX：0439-87-9331

E-mail：mb021@city.futtsu.chiba.jp